

我が国の家畜防疫のあり方について
(中間取りまとめ)

令和元年12月6日

我が国の家畜防疫のあり方についての検討会

【目次】

はじめに	1
1 飼養衛生管理のあり方について	2
(1) 家畜の所有者による飼養衛生管理の徹底	
(2) 都道府県による飼養衛生管理の指導強化	
(3) まん延防止事務等に対する国の関与の強化	
(4) 飼養衛生管理基準の見直しと分かりやすい周知	
(5) 飼養衛生管理基準の遵守のための体制整備	
2 野生動物対策のあり方について	5
(1) 能動的な野生動物対策の確立	
(2) 周辺農場に対する病原体拡散防止策の強化	
(3) 関連施設・事業者による病原体拡散防止策の強化	
(4) 野生いのししの捕獲の強化	
(5) 関係者・関係機関との連携による体制整備と周知	
3 予防的殺処分を含むまん延防止措置のあり方について	7
(1) 予防的殺処分の対象疾病へのASFの追加	
(2) 予防的殺処分を含むまん延防止措置の発動基準、手続等の明確化	
(3) 防疫演習の実施等円滑な執行のための体制整備	
4 輸出入検疫のあり方について	8
(1) 家畜防疫官の権限の強化	
(2) 輸出入検疫違反に係る罰則の強化	
(3) 違反畜産物等を持ってこさせないための対策の強化	
(4) 関係機関との連携強化と動物検疫所の体制整備	
むすびに	11

はじめに

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。我が国の畜産業が更に発展し、国民への食料供給を果たすという責務を全うしていく上で、時代の変化によって生じた新たな課題に柔軟に対処するとともに、今後迫りくる脅威に適切に備えるためには、適時に、家伝法を見直すことが必要である。

折しも、昨年9月に発生したCSF（豚コレラ）については、既に7県まで発生が拡大する事態に至った。また、CSFウイルスが野生動物にも感染し、その範囲も拡大している現状にある。さらに、ASF（アフリカ豚コレラ）がアジア地域で拡大し、我が国への侵入の脅威が急速に高まっている。

本検討会においては、今般のCSFの発生への対応状況、家畜の所有者による飼養衛生管理基準の遵守に関する状況、各都道府県による家畜の所有者への指導等の状況、野生いのししなどの野生動物対策への対応の状況、輸出入検疫の状況等、家畜防疫をめぐる幅広い課題について、意見交換を行い、家伝法の改正事項を中心に検討を進めた。その検討過程では、法律上の改正事項だけでなく、運用上の改善、特に、制度の周知、関係者の意識向上、これらに関する地域一体となった取組の重要性などについて活発な議論が交わされた。このため、今回の取りまとめでは、家伝法の改正事項にとどまらず、運用上の改善までを含む、我が国の家畜防疫のあり方に関する幅広い内容をカバーするものとした。なお、本取りまとめの構成は、家伝法の章の構成に準じたものとした。

1 飼養衛生管理のあり方について

(1) 家畜の所有者による飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理は、品質の高い畜産物を供給するために家畜の所有者が行う毎日の健康管理と同義であり、畜産経営の基本である。こうした飼養衛生管理の重要性を踏まえて、現行の家伝法では、家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止について重要な責任を有していることを自覚するよう努めるものとされ、家畜の所有者に対し、国の定める飼養衛生管理基準の遵守義務や、衛生管理の状況等に関する報告義務が課されている。

一方、今般のCSF発生事例に関連して実施した調査等により、家畜の所有者について、飼養衛生管理基準の遵守のためにとるべき具体的な措置内容への理解が不足している事例、飼養衛生管理基準が遵守されず指導等を受けても改善されない事例や、衛生管理の状況等に関する定期報告の内容が正確でなかった事例が明らかになった。

こうした事態を解消するためには、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止について第一義的責任を有していることを明確にした上で、

- ① 飼養衛生管理基準の遵守に係る最新の情報を共有し、農場の従事者等への教育を徹底するため、農場ごとに飼養衛生管理の責任者を設置すること
- ② 飼養衛生管理基準の遵守の実効性を高めるため、担保措置の一つとして遵守に係る命令違反者に対する罰則を強化すること
- ③ 家畜の所有者による定期報告が適切に行われるため、担保措置の一つとして、報告しなかった違反者に対する罰則を強化することが必要である。

(2) 都道府県による飼養衛生管理の指導強化

現行の家伝法では、都道府県知事は、家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう、必要な指導・助言をすることができるとされている。また、指導・助言をしてもなお飼養衛生管理基準が遵守されないときは、改善の勧告を行い、当該勧告に従わない場合には、改善の命令をすることができるとされている。

一方、都道府県知事による飼養衛生管理の指導等の現状をみると、その水準や方法について、都道府県ごとにバラつきが大きいほか、都道府県によっては巡回指導の頻度が著しく低い事例等も見受けられる実態にある。

このような事態を解消し、都道府県による指導等が計画的に実施され、その内容が高位平準化されるためには、改めてこうした都道府県知事の責務を明らかにした上で、

- ① 都道府県知事が、指導計画の策定等を通じて、地域の実情に即しつつ、飼養衛生管理の指導等を計画的・積極的に行うことを可能とすること
- ② 都道府県知事が飼養衛生管理の指導等を行う場合の方針の提示や手続等の明確化を図ることが必要である。

(3) まん延防止事務等に対する国の関与の強化

現行の家伝法では、家畜の伝染性疾病が発生し、又はまん延した場合の畜産業への影響の大きさに鑑み、都道府県が行うとされている事務であっても、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、農林水産大臣が都道府県知事に指示できるとされている。しかし、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等については、現在、自治事務（地方公共団体が責任をもって行う事務）とされており、家畜伝染病のまん延を防止するため、緊急に飼養衛生管理の状態を改善させる必要がある場合であっても、農林水産大臣はその旨を指示できない。

一方、家畜伝染病の発生や家畜以外の動物に家畜伝染病の病原体の感染が認められたときには、家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、緊急に飼養衛生管理基準が遵守されている状態を実現するために、都道府県、国が迅速に的確な対応をとることができるようにする必要がある。

こうしたまん延防止のために緊急に飼養衛生管理の状態を改善させる対応を充実するため、改めて国の責務を明らかにした上で、

- ① まず、家畜伝染病のまん延防止のため必要があるなどの緊急時には、都道府県知事が、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令を行うことができるようにすること
- ② この都道府県知事の勧告・命令の事務を、地方公共団体が行う事務のうち法定受託事務（国も責任を負うこととされている事務）として、必要に応じ、農林水産大臣が都道府県知事に指示することができるようにすること

が必要である。

また、現行の家伝法では、農林水産大臣は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況や都道府県の措置の状況を公表するものとされている。しかし、例えば、悪性の家畜伝染病が特定の地域にまん延し、他の地域に対して、飼

養衛生管理に関する注意喚起を迅速に行う必要が生じた場合であっても、年一回の公表では、最新の状況を速やかに情報共有することができないという限界がある。

このため、全国の飼養衛生管理の指導等の内容・方法につき高位平準化が図られるよう、各地域の農場における衛生管理の状況や、都道府県知事による措置の実施状況等を、積極的に整理・公表し、情報共有や注意喚起を行うことができるようにすることが必要である。

(4) 飼養衛生管理基準の見直しと分かりやすい周知

現行の家伝法では、飼養衛生管理基準については、最新の知見を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討を加え見直すこととされている。

直近の見直しは平成29年であったが、今般のCSF発生事案やASFの侵入の脅威の高まりを踏まえて、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に万全を期すとともに、家畜の所有者の意識レベルの向上に資するよう、適切で実効性のある基準の改正を速やかに行うことが求められている。

- 飼養衛生管理基準の見直しに際しては、最新の知見を踏まえるだけでなく、
- ① 家畜の所有者や、家畜防疫員等の遵守指導を行う者等にとって、飼養衛生管理基準が遵守されているかどうかを明確に分かるよう具体的に基準が表現されること
 - ② 家畜の所有者や農場の従事者等の全ての関係者にとって、基準とその遵守の仕方が理解されるよう分かりやすい周知が行われることが必要である。

具体的には、どのような状態になれば、飼養衛生管理基準に合致しているかについて、誰でも客観的に判断できるよう、写真など目で見て分かるような資料や短い動画等により、効果的に周知を行うことが必要である。

また、諸外国におけるASFの感染拡大の最大の要因の一つとして、加熱不十分な食品残さが飼料として利用されたことが指摘されていることを踏まえ、関係業者への加熱基準の遵守に関する指導を徹底するとともに、加熱不十分な飼料を利用しないよう、利用者への周知も徹底することが必要である。この際、食品残さを適正に利用した飼料について、消費者だけでなく、生産者や他の事業者にも正しい情報が伝わるよう、関係部局と連携した啓発に取り組むことが求められる。

(5) 飼養衛生管理基準の遵守のための体制整備

飼養衛生管理基準の遵守を、上記のような法制度の整備や罰則強化のみによって実現しようとするのは現実的ではなく、体制整備や指導等を担う家畜防疫員や産業動物獣医師の人材の育成などを併せて進めることが重要である。

現行の家伝法では、都道府県は飼養衛生管理の指導や家畜伝染病の発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努めることとされている。他方、地域によっては家畜防疫員となる農林水産分野の公務員獣医師の確保が困難な状況にあるなど、家畜防疫員の確保が課題となっている。

このため、都道府県の家畜保健衛生所や産業動物獣医師への就業を志す獣医学生を対象とした修学資金の活用、教育内容の充実等により、家畜防疫員の確保に資する取組を推進することが必要である。

また、都道府県においては、家畜防疫員の確保の一つのアプローチとして、民間獣医師（小動物診療従事者を含む。）を任命することを積極的に検討することが必要である。さらに、家畜伝染病の発生時等の緊急時には、農林水産省の調整の下、他の都道府県に要請し家畜防疫員の派遣を受けることができ、都道府県間の連絡・調整が一層円滑に進むよう、このマッチングの仕組みを整えることが必要である。

これらの家畜防疫員の確保対策に加えて、飼養衛生管理基準の遵守徹底に当たっては、その指導の主体となる都道府県の役割の明確化や体制整備が図られる必要がある。さらに、自助・共助の精神が発揮され、飼養衛生管理の水準が全体として向上していくためにも、自衛防疫組合など地域一体となった取組の重要性を改めて明らかにするとともに、地域住民の理解醸成の取組など市町村の果たす役割を明確化し、これら市町村や生産者団体に対する平時からの情報共有等を充実することが必要である。

あわせて、飼養衛生管理基準の遵守徹底に当たって、家畜防疫員等による家畜の所有者への指導等が効果的・効率的に行われるよう、

- ① 定期巡回の際の指導などの普段からのコミュニケーション
- ② ICT等を活用した効率的な情報提供や指導
- ③ 家畜所有者自らの気付きを促す自己点検表等の活用
- ④ 民間の産業動物獣医師の指導との連携
- ⑤ 地域一体となった飼養衛生管理の遵守の推進
- ⑥ 生産者団体の協力

等の取組も重視することが必要である。

2 野生動物対策のあり方について

(1) 能動的な野生動物対策の確立

現行の家伝法では、家畜における伝染性疾病の発生予防とまん延防止に重点が置かれており、野生動物の感染に対する対策については、野生動物が家畜の伝染性疾病に感染していることが発見された場合に、都道府県が個別に行う死亡動物発見時の検査や発見地点周辺の消毒等の受動的な対策のみが規定されている。

一方、今般の野生いのししにおけるCSFの拡散状況を踏まえると、野生動物における病原体の浸潤状況をより詳しく把握し、的確に野生動物対策を講じていくために、死亡いのしし発見時の検査に加え、捕獲された野生いのししに由来する検体を確保することや、病原体の拡散防止に必要となる広域的な経口ワクチンを散布すること等の能動的な野生動物対策についても、国の計画の下に、より安定的に実施していくことが求められる。

このため、これらの能動的な野生動物対策を、法定受託事務として、家伝法に位置付けるとともに、安定的な財政措置も含め、国が責任を持って対応することが必要である。

(2) 周辺農場に対する病原体拡散防止策の強化

今般のCSF発生事例等を踏まえれば、野生動物がCSF等の悪性伝染性疾病に感染していることが発見された場合は、その周辺の農場において患畜等が発生していない時点であっても、当該農場内に病原体が侵入している可能性がある。

一方、現行の家伝法では、家畜において悪性伝染性疾病が発生した場合には、家畜の移動制限等、周辺農場に対する病原体拡散防止策が規定されているが、野生動物において悪性伝染性疾病への感染が発見された場合には、こうした病原体拡散防止策が明確に位置付けられていない。

このため、野生動物において悪性伝染性疾病への感染が発見された場合にも、家畜における感染の発見時と同様に、周辺農場に対して、家畜の移動制限等の病原体拡散防止策を行うことなどができるようにしておくことが必要である。

その際、野生動物に係るCSF等の感染事例に対しては、海外でも様々な取組が見られること等から、こうした諸外国の取組や最新の科学的知見等を踏まえ、発動要件や実施範囲の明確化等の検討が必要である。

(3) 関連施設・事業者による病原体拡散防止策の強化

今般のCSF発生事例等を踏まえれば、野生動物における悪性伝染性疾病の感染の広がり等により病原体が環境中に拡散された場合には、と畜場、家畜

市場などの関連施設において交差汚染が生じる可能性や、運搬業者など複数の農場に出入りする関係事業者によって感染拡大が生じる可能性がある。

一方、現行の家伝法では、家畜の所有者に対し、畜舎等の出入口付近への消毒設備の設置義務や、畜舎等に入る者に対し、その身体等の消毒義務を課しているが、上記の関連施設・事業者に対しては、野生動物において悪性伝染性疾病の感染が発見された場合の病原体拡散防止策が十分に位置付けられていない。

このため、野生動物が悪性伝染性疾病に感染していることが発見された場合にも、と畜場、家畜市場などの関係施設に出入りする人・車両や、複数の農場に出入りする関係事業者の車両の消毒等の病原体拡散防止策を行うことができるようにすることが必要である。

(4) 野生いのししの捕獲の強化

野生いのししの捕獲は、CSFの感染源となり得る感受性動物の個体数を減らし、CSFウイルスの拡散を防止する効果が期待できることから、関係省庁や地方自治体と連携し、計画的・戦略的に捕獲を強化していくことが必要である。

(5) 関係者・関係機関との連携による体制整備と周知

野生いのしし対策を効果的に進める上では、国レベルでの関係省庁における連携はもとより、都道府県における円滑な対策の実施を図るため、家畜保健衛生所だけではなく、他部局を含めた連携体制を構築することが必要である。さらに、市町村、猟友会等の関係者も含めた連携体制の整備を推進することも重要である。

また、野生いのししにより家畜伝染病の病原体が環境中に拡散することがないように、ごみ対策や入山者への衛生管理の依頼など、野生動物における悪性伝染性疾病の感染を発見する前であっても、予防的な対策についての的確に実施することが必要である。

3 予防的殺処分を含むまん延防止措置のあり方について

(1) 予防的殺処分の対象疾病へのASFの追加

現行の家伝法では、家畜伝染病のまん延防止措置の一つとして、口蹄疫がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、患畜及び疑似患畜のと殺など通常の措置ではまん延の防止が困難であるときは、口蹄疫の患畜等以外の家畜（健康な家畜）であっても、一定の地域及び種類の家畜に限つ

て、やむを得ず予防的に殺処分することができる旨を定めており、現状、対象疾病は口蹄疫のみに限定されている。

一方、昨年以降アジア地域において、伝播力が強く、病原性が高いASFの発生が急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一段と高まっている中で、ASFについては、現状、有効なワクチンが存在しない。

このため、ASFが仮に我が国で発生した場合においても、迅速かつ適切な防疫措置を講じることができるよう、予防的殺処分の対象疾病にASFを追加しておくことが必要である。

(2) 予防的殺処分を含むまん延防止措置の発動基準、手続等の明確化

ASFが仮に我が国で発生した場合など、予防的殺処分や患畜等のと殺、焼埋却などを迅速かつ適切に執行するためには、具体的に、どのような場合に発動し、どのような手続を経るか等について、できる限り明確化しておくことが必要である。

また、特に、予防的殺処分は、公共の利益のために、個人の財産である健康な家畜を強制的に殺処分するものであることから、対象となり得る農家における理解・納得が得られるよう、普段から、農家全体への情報提供等により予防的殺処分に関する認識を向上させておくことが必要である。

(3) 防疫演習の実施等円滑な執行のための体制整備

予防的殺処分をはじめとする家畜伝染病のまん延防止措置を迅速かつ適切に執行するためには、関係者の役割分担を明確にして体制を整備することに加え、関係者ごとの具体的な行動をあらかじめ明らかにし共有しておくマニュアル等を整備すること、臨場感のある防疫演習等により訓練を重ねることが極めて重要である。また、家畜伝染病が地方公共団体の区域を越えて広域に被害をもたらすことに鑑み、防疫演習の実施等に当たっては、国及び地方公共団体が相互に連携するなど、まん延防止措置の円滑な執行に平時から備えておくことが必要である。

4 輸出入検査のあり方について

現行の家伝法では、畜産物等の輸入検査として、口蹄疫、ASFなど悪性伝染病が発生している地域からの畜産物等の輸入を禁止するとともに、輸出国の発行した検査証明書の添付がない指定検査物（検査の対象となる畜産物等）の輸入を不可とし、その担保措置として、家畜防疫官による輸入検査等を規定している。また、各国との相互協力の観点から、輸出検査についても規定してい

る。その上で、畜産物等を輸出入する者が、輸出入検査を受けるために、自ら動物検疫所へ届け出ることが原則となっている。

一方、近年、アジアを中心に訪日旅客等が急増する中で、一般旅客が携帯品（手荷物）として肉製品等の指定検疫物を持ち込むケースが増加しているが、輸出入検疫への認知不足等のため、必ずしも全ての携帯品について届出が行われているわけではなく、一般旅客の携帯品などが病原体の侵入リスクとなっているといった課題が生じている。

(1) 家畜防疫官の権限の強化

現行の家畜法では、家畜防疫官において、入国者の携帯品のうちに指定検疫物が含まれているかどうかの質問・検査（携帯品の開披を含む。）を行う権限が規定されておらず、疑義案件があっても任意での質問等しかできない。

このため、これらの権限を家畜防疫官に付与することで、違反畜産物等（家畜法の輸出入検疫の規定に違反する畜産物等）の摘発の実効性を担保することが必要である。

なお、各国との相互協力の観点から、出国者の携帯品についても、同様の権限を家畜防疫官に付与することが適当である。

また、指定検疫物は、国際郵便物として持ち込まれる場合も多いところ、郵便物の中に違反畜産物等があった場合でも、処分権限を有する者がその場にいないことから、差出人又は受取人にその旨を文書で通知し、処分意向を確認するまで動物検疫所で一時的に保管せざるを得ず、多くの行政コストを要するとともに、違反畜産物等の速やかな処分に支障が生じている。

このため、国際郵便物として持ち込まれた違反畜産物等については、家畜防疫官が一定条件下で円滑に処分できるようにしておくことが必要である。

(2) 輸出入検疫違反に係る罰則の強化

近年の訪日旅行者の増加に伴う違反畜産物等の摘発数の増加や、ASFの我が国への侵入の脅威の高まり等に鑑みれば、現行法の輸出入検疫違反に係る罰則の水準では、国内外への抑止力として不十分となる可能性がある。

このため、我が国へ違反畜産物等を持ち込んだ者等に対する罰則の水準を引き上げることが必要である。

(3) 違反畜産物等を持ってこさせないための対策の強化

我が国への違反畜産物等の持込みそのものを減少させるためには、先だって、他国から持ってこさせないようにすることが効率的である。

このため、関係省庁と連携し、海外の海空港や日本行きの船舶・飛行機内等における我が国への肉製品等の持込防止の注意喚起や、旅行関係会社や生

産者団体と連携した広報キャンペーン、関係機関を通じた外国人技能実習生への動物検疫制度の周知など、我が国の動物検疫制度の周知・広報を更に強化することが必要である。

(4) 関係機関との連携強化と動物検疫所の体制整備

訪日旅行者の増加に伴い、動物検疫所と税関その他の関係機関が緊密に連携するとともに、動物検疫所における家畜防疫官の育成・確保や検疫探知犬の更なる活用等により、地方空港等における対応を含め、我が国全体として水際体制の強化につなげていくことが必要である。

なお、こうした観点から、先日、税関申告書の表面において、肉製品の持込みの有無についても質問していることが分かりやすくなるように税関申告書の様式が変更され、本年年末より使い始めることとされたことは、時宜を得たものと考えられる。

むすびに

本取りまとめでは、家畜の所有者における飼養衛生管理の向上等が図られるよう、国や都道府県等の関係者の担う役割や体制について、見直すべき項目を盛り込んだ。

これは、家畜の所有者、市町村、都道府県、関係事業者、そして国がそれぞれの役割をしっかりと果たし、我が国全体の家畜防疫のレベルを可能な限り引き上げていく必要があると考えたためである。その際、地域レベルで取り組まれている自衛防疫組合等の自主的な取組が活性化されることは、発生予防措置とまん延防止措置双方の円滑な実施に重要な役割を果たすこととなる。

また、輸出入検疫については、家畜防疫官の権限強化や動物検疫所の体制整備により、検査の実効性を高めることに加えて、関係省庁との連携によるチェック機能の充実が重要であり、これをより一層活性化していくことがポイントとなる。

今後、家伝法の改正が速やかに実施されるとともに、実効性ある形で運用され、家畜の所有者が主体的に飼養衛生管理の向上に取り組むことなどが重要となる。

なお、今回の取りまとめは、CSF、ASFを中心とした提言であるが、他の畜種についても、飼養衛生管理の向上が、畜産経営の基本となる重要なものであることを、全ての関係者が改めて認識する必要がある。

最後に、今回のCSFの発生事案は、未だ終息していないが、生産者が営農継続の意欲を持てるよう、様々な防疫のツールを活用しつつ、近い将来、我が国がOIE（国際獣疫事務局）によるCSFの清浄国に復帰できるよう、我が国の家畜防疫の知見を集結し、今後の対応が進められることを期待する。

(参考1)

我が国の家畜防疫のあり方についての検討会 設置要領

令和元年10月24日

1 趣旨

昨年9月、我が国では26年ぶりに豚コレラが岐阜県で発生して以降、愛知県、三重県、福井県、長野県及び埼玉県でも相次いで発生している。また、野生イノシシにも豚コレラウイルスが浸潤し、感染区域の拡大が続いている。

また、国際的な人及び物の往来が急速に増加している中、アフリカ豚コレラが、平成30年にアジアで初めて、中国において確認されて以降、アジア各国へ感染が拡大し、我が国の水際まで迫っており、今後我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入するリスクが非常に高くなっている。

以上を踏まえ、豚コレラウイルスの家畜への感染リスクの低減を図り、同ウイルスの早期の清浄化を図っていくとともに、アフリカ豚コレラウイルスの侵入を防ぐため、家畜伝染病予防法について、地方行政、家畜衛生等関係する分野の専門家から意見を聴取し、改正事項の検討を進めていくため、我が国の家畜防疫のあり方についての検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会は、我が国における豚コレラの発生状況、拡大要因等について分析するとともに、近年の家畜の伝染性疾病の発生状況（特にアジアにおけるアフリカ豚コレラの感染拡大）等を踏まえ、家畜伝染病予防法の改正事項の検討を行う。

3 組織

検討会の委員は、15名以内で組織する。

4 運営

- (1) 検討会は、非公開とする。
- (2) プレスリリースで開催を案内し、会議後議事要旨を公開する。
- (3) 検討会の庶務は、農林水産省消費・安全局動物衛生課が行う。
- (4) 取りまとめについて公表する。

(以上)

(参考2)

我が国の家畜防疫のあり方についての検討会

委員名簿

雨宮 英明 : 弁護士

有田 芳子 : 主婦連合会 会長

有利 浩一郎 : 財務省 関税局 監視課長

○宇留野 勝好 : 全農家畜衛生研究所 所長

香川 雅彦 : 一般社団法人 日本養豚協会 会長

釘田 博文 : 国際獣疫事務局 アジア太平洋地域事務所
アジア太平洋地域代表

田中 秀一 : 協同組合 日本飼料工業会 技術委員会 委員長

千歳 健一 : 鹿児島県 鹿児島中央家畜保健衛生所 所長

◎筒井 俊之 : 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 部門長

西川 治彦 : 公益社団法人 日本獣医師会 理事

平田 滋樹 : 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業研究センター 上級研究員

廣川 治 : 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 専務理事

(◎座長、○副座長 五十音順、敬称略)

(参考3)

我が国の家畜防疫のあり方についての検討会

検討経過

第1回（令和元年10月24日）：輸出入検疫の現状と課題、野生動物対策の現状と課題等について議論

第2回（令和元年11月7日）：飼養衛生管理の現状と課題について議論

第3回（令和元年11月22日）：これまでに委員から出された主な意見の確認、全国知事会CSF対策PTからのヒアリング、これまでの議論を踏まえた論点整理について議論

第4回（令和元年12月6日）：中間とりまとめ（案）について議論・了承